



Eld: *Kou Mulesio*
〒545 1-1307, 1-6, ASAHIMACHO
ABENO, OSAKA, JAPANIO.

15, Mar. '89 N-NO. 325

朝日通信

大阪市阿倍野区旭町1-6, 1-1307

TEL. 06-647-4089

大田新報館ビル666

向井孝

▼ 久しぶりに大阪ウエタをのぞいたら、ふう子さんをみて「エライ元気そうにならりましたな」という。「よう知ってる」と思ったら、大分まを本を買いにきた私服が、「いま入院中で、向井も大へんやろ」と言うてたとか……。

▼ 「のり付き切手の件」そのご郵政監察室から、何の音沙汰もなし。全国百数十カ所をしらべた大がかりの調査、どうなったんやろか。出方によつては、未配達郵便で逆に告発したろと、こつちは待つてるんやけど……。

▼ ふう子さんち一しよに2月29日(3月4日)上京。

27日(夜7時)早稲田日本キリスト教会で、ザガサ国賠前夜集会。(といても参加者20数人)(天野さんとぼくが20分ずつ話したほか、秋の嵐や、向井さんの報告)

ぼくにとつての国賠とは

「ヒロヒト罪位50年風刺ステッカー事件」からはじまって、かぞえてみたらこの13年間に、ぼくは「ガサ」を五回、そのうち④がらみでは「ガサ」というとエライ大げさやけど、まあ誰でも親しい友達同士でやるカゲ口程度のたかがパロディびら、風刺新聞を、おもしろ半分をつくっただけのことやのに「三回くらったことなる。つまりその分は「不敬罪ガサ」というわけである。(そらまあ戦前なら、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやったやろけど、ナンデいまどき不敬罪?)」

もちろんいまは憲法第21条があつて、立てまえないが「利益はある。黄門さんではないが「この紋所が眼に入らぬか」と、「準抗告を出せば、当然のことながら起訴もタイホもなし。押取物もあわてて返しにはくる。しかしやっぱり警察サン、戦前の体質がどうしても抜けきれず、律気というかケナゲというか、「不敬罪ガサ」だけは懲りずになんども、また!

で、一体なんでそんなりかえしができるのか!という、それはいつもちやあんと裁判官が、「搜索差押許可書」を出してるから、ということになる。そこで、そもそもそんな令状を出すのがオカシイやないか、発布を取消せと「準抗告」で申し立てると、「それはもう執行しててもから、いまさら取消しても法的利益を欠く。」という、ヒトをバカにした理由で「棄却決定」がくる。

ともかく「ガサ」に対しては、まるで雪チン詰め、どうにも打つ手がな。そこでやむなく出てくるのが「国家賠償請求訴訟」。まるで、クッションをつかって狙う玉つきみたいなもんで、「泣き寝入りでけん。慰謝料払え」という「裁判」を通じて、ガサの違法性をはっきりさせる戦術である。

ところで、この2月17日第一回口頭弁論をひらく、「号外新聞不敬罪事件国賠」については前号にその準抗告の全文がのつてるのでくわしい説明を省くとして、要は――

1. 昨年7月、荒川区のマンション四カ所の玄関「集合郵便受け」にビラが入っていた。
2. そのビラは「天皇陛下誹謗のビラ(号外新聞)」であつて、そのビラ配布は、「建造物不法侵入罪」に当たる。――という理由

3. 昨年12月、向井孝(あなた)が号外新聞の発行人やから、とガサの責任者警視庁公安一課岡澤がぼくに云つた「宅でガサがおこなわれた」
4. ビラ入れが建造物不法侵入なんていうて、しかも発行人宅までガサするのは、「天皇を誹謗するビラ号外新聞」に対する「不敬罪」的取締りであるのは明らかで、その故意と違法性は許されぬ。国と東京都は百万円を払え――という趣旨である。

これでぼくは、この「号外新聞不敬罪事件」をあわせると、いま、三つの国賠をやつてることになる。

一つは一番の勝訴、高裁で逆転した「踏み絵ビラ御名御重事件」で、最高裁上告中、もう1年あまり音沙汰なし。もうひとつはご存知「ガサ国賠」。
しかし「裁判に頼るなんてほんまにどうしようもないで、骨折りの損のくたびれもうけや、どんなにこつちが正当でも、まず見込みなし。まともな裁判官は百人に一人で、クジに当たるようもんやんか」とFさんは云うし、ぼくもつくづく、「そやなァ」とおもう。

しかし、百分の一でもやっぱりクジは引かんと当たらん。そのうえ何というても、デッチ上げ「ガサ」の実態は、裁判でしか、世間一般には伝えられん。新聞などでおおっぴらにする機会はこれしかないという現実がある。

「こんなメチャクチャなガサ、とても常識で考えられるか」と云うても、知り合いでさえ「そのアンタは別や、ふだんからこらまれている」という返事がかえつてくるし、世間ではただガサが入ったというそれだけで特別視して「火のないとこに煙たへん」と思つてしまふ。

だから、「不当で違法なガサ」の問題を、大衆的にひろげるなんてことは、とてもムズカしい。というよりかえつて特別視され、孤立するぐらいがオチである。
ところがただひとつ、そのような市民大衆に、こちらの云い分を伝えることができ、市民の方もまともにきいてくれる機会をつくれることがある。
それが「裁判」である。
裁判というても、密室みたいな法廷で「意

▼ 28日 刑川からの「ガサ国賠法廷、裁判長の都合で延期。わがわが大阪から蕎麦つてきてるのに、せんなんナイデー。最大の被害は九州から夜行できた松下さん。弁護団との打合せのあと、みんなと日比谷公園内グリルで中食。

夜は怪書房を訪ねて藤田さんそれからこんと四月に出る本の編集者山崎さんと。
▼ 3月1日 東横前で面会をすました松下さん大進寺さん藤木さん、鎌田(まき)ホヤホヤの無さんには「アッ、アッ」しよに中食。PM一時、飯田隆さんと面会。そのあとで思わぬ車うたをうたいたいくなるようなパフォーマンスをふう子さんが……。

▼ 午後三時、池袋の瓜生治療室。瓜生さんにあつたのは十何年ぶり。オリンピックテストでふう子さんは「ガサ」の心配なし。多分いまうけてる。甲田療法(吉米菜食と青汁一日二合)が効いてる」という診断で大よろこび。(そやけど安心して気抜いたらアカンで……)

▼ 夜8時、浦和の平井さん宅へウリ読者四、五人がきてくれて「パイのじ」。ぼくはエエ気分だ。昨年来るとき、部屋へやつてくる、川さなJFOのことをつい詢子につてしゃべった。就寝した前時。

見陳述」したって、新聞が「マカクわけやない。」

だから、裁判でこういうことを主張して、世論をうごかすキャンペーンがあるだけだ。そして世論を一番いやがるのは警察や、というところでいうと、たとえばこの「ザ・ガサ」など、アリンコほど微小なもんやけど、警察にとつて、できれば叩きつぶしてしまいたいもんの一つにちがいない。

× × ×
としたら、「ザ・ガサ」は、一そうこれからがんばってやらわなアカン。
配布網をひろげ発行部数・回数をおやすの

丸岡さんからの手紙(抄)

☆受け取った物。十一・六に「しえんれん」二二五〇号を受取りました。今回は五日間で入ったようです。一略

②十一月八日に大阪と東京の四ヶ所で、

ガサがあったと驚いています。天皇パロディーのビラが東京のマンションの郵便受けに放り込まれていただけで、被疑者氏名不詳のままに「建造物侵入罪」とは、チリ・ファシストのビノチュットもあのK.C.I.Aもビツクリのガサです。それに何と令状請求者があのギョロ目の四十肩の根本忠止ではありませんか。こいつは私の尋問の責任係長で二十一日の深夜の逮捕後の二十二日の朝にもう登場してきた男で、新左翼専門です。年齢は五十にもう近く新潟県阿賀野川上流の農家の倅で、中東出張の経験者でもあり、ノンキャリア組公安の中では出世組の奴です。いつも背つばい背広を着、趣味の悪いネクタイをしています。一略

号外新聞Vを読む

若生 不二男

「号外新聞」4月29日号を手に入れたのは3月下旬のこと、少々SFもどきだが、内容もまた架空のものであった。
発行所等、紙面に見られるものはすべて架空であるので送付された封筒の裏書で発行人を紹介すれば、「富田幸太郎」という人である。富田川、富田林など関西方面の地名読みを做せば「とんだことだらう」となる。関東地方にこれだけのパロディー精神と反天皇的朝氣のある人はあまりいないから、やはり関西の人の仕事であろう。
その内容であるが一面トップ記事は四段ぶち抜き黒柳草書体の「天皇崩御」の四文字とありし日の天皇写真、そして「天皇階」(階ではない)一筆者注)下には本日午前零時二十五分官(官ではない)一内庁病院においで崩御あらせられる 富内庁穴宮 富田幸

はもろろんのこと、思いっきり発想を転換して、ページはせいぜいペラ一枚の四ページほど、文章は短く、するどく、おもしろく、毎号来るのを読者がワクワクしてまじりなうこと、実際ではナカナカのことながら、日本中でおこっている「ガサ」のいろいろをフォロワーして、ともかくそんなものができたらなァーというのがぼくのユメ。
そしてその内容は是非をはかるひとつの物指しは、たとえば、新聞、雑誌その他のマスコミが、「ザ・ガサ」の記事にどれだけ関心をもち、転掲載をやるかということである。
△不当捜査権行使容疑者へガササシメるべきだ

といつてもガサができるようになってしまします。ついに来る所までやって来たという感じですが、これはただ国家賠償だけでなく、日共がやるようにあらゆる合法的手段を駆使してやるべきと思います。

簡裁もかんでいるので法的に通用するのかわかりませんが、権力濫用罪での検察庁への告発、不審判請求、記者会見、国家法務委員会、日弁連人権委員会、国連人権委員会への救済要請、日本のマスコミがダメならプレスセンター記者クラブでの記者会見、国内外新聞紙への投書などやるべきです。一略

ビラをマンションやビルの郵便受けに入れることが建造物侵入になるのであれば、全国の何百万人もいるセールスマンを逮捕せねばなりません。食堂にお金を持たずに入って食事をした場合、持っていることを初めから知っていた時には詐欺罪に問われますが、持っていると思いついていた時には無罪になるのが近代の法理念であり、不特定の人間が出入りすることが衆知の場のマンション通路ホテル通路などは建造物の中であれ、侵入は成立しません。一略
ビラ入れは選挙運動では常識ですが、

本 内閣府大臣 竹舌昇」という政府発表である。

これだけでも分かるようにこの「号外新聞」4/29朝刊は新聞紙大表裏二ページの全面が広告までも含めて天皇崩御記事で埋まっている。発行部数は10万とあるが多くの人々にとって入手困難は困難と思われるので、筆者が関心を持った幾つかの記事をここで紹介しておこう。

天皇が重態に陥り発したうわごとは「マツカーサーに歳暮はもう届けたか?」とか「泣き顔ヨキと朕の後を追いつれよ」等々だそう。
皇太子が天皇になる践祚は天皇崩御後一分秒でも間があいてはいけないので、「零時二〇分を期して玉体から」医療機器を取りはずし「五分後の同五分にご臨終を仰ぐこと。臨終時間の変更が起る場合は恐れ多きことながら皇恩処置をとり着ること」が決定されて

3月2日附したけものぶひろさく判決公判。皇頭で「主文、被告の入を懲役五年」ときいて思わす。エーと毒がでた。そのあと「未決拘留期間を刑期にひき算する」といつたので即日釈放やなと判ったが、動議はなかなかとまらず、それから二時間あまり、裁判長のまるで「古く説きじみた口調の」検察が主張する。被告らとの「共同共謀

この先例を許すなら、権力がたまたま政治、団体に対する弾圧が無制限になってしまします。絶対に許すべきではありません。一略

なぜビラの投入が建造物侵入なのか、被疑者不明なのになぜ新聞発行者にまで責任が及び、ガサの対象にされるのか。これであれば、公安が自分達でバラまいておいていつでも捜索、押収ができることになってしまします。
これはもう破防法どころではなく、治安維持法の復活であり、不敬罪の復活です。大騒ぎすべきです。一略 徹底した反撃をされんことを望みます。
それは四人のガサ被害の問題ではなく、全人民的な問題です。一略
一九八八年十二月八日 丸岡 修



本編記者の裁判を考ふる念ニ
「ス・サ・パスポート」
☆ 発行所 東京港と新橋2-8-16
石田ビル4F、秋葉連絡センター付

竹舌首相は記者会見で「大行陛下の御一生の御理想であった平和国家建設に向けて」「自衛隊の全面廃止を断行」「正式の陸海空軍を廃止」させると語ったともある。

また「新帝陛下は」「新元号を国民投票で決定したい」とも語ったらしい。広告には映画「帝都物語」「ラストエンペラー」があり、さらに「社告」で「不敬にわたる」誤植が多いので「本号を以て号外新聞社を解散」とある。

多くの労力と費用をかけて、このような天皇制批判を打つ人がいることを紹介した。ただ末尾の編集後記(「編集室」)の記事は蛇足であったと思う。

その「悪魔」は、どのよう(に)苦戦しても「敵の土俵上」の

正紀のる史一

しかしてどうも無

罪にはできぬ苦悶

の原として、「四百

円を計にカニパセ

金したのが「強盗

致死ほう助」にあ

たるという、アツと

果れるこいつけの

有罪5年。その上

手がこんだという

かちよっぴり良心

が痛んだのが、無

罪同様の即時釈

放しということか

とやつと納得し

たようなこと。

しかし無罪同様に

とほつた有罪